		①. 我が国の現状	②. 諸外国のオンサイト利用に係る実態					③. 我が国への示唆
			EU イギリス		ドイツ		オランダ	
			Eurostat	国家統計局	連邦統計局	連邦雇用庁	オランダ統計局	
概要	オンサイト 利用の 位置づけ	統計法33条、36条のもと、我が国のミクロデータの直接的な利用サービスとして、匿名データ提供、オンサイト利用が挙げられる。 オンサイト利用はトライアル段階にある。	ミクロデータの利用サービスには、オンサイト利用と匿名データの提供がある。 リモートアクセスの提供も検討したが、 現状、人員、予算の観点で実現できていない。	国家統計局が提供しているミクロデータ の利用サービスは、政府機関等にはリ モートアクセスを許しているが、政府機関 等以外にはオンサイト利用のみである。	つのミクロデータ利用サービスを提供する。 統計法上、リモートアクセスを提供できな	雇用庁は、ミクロデータ利用において、オンサイト利用とリモートアクセスを提供している。 リモートアクセスは、オンサイト利用をする前のデータ確認目的で利用させるケースも多い。	ト利用、リモートアクセスがあり、昨今はリ モートアクセスが主。 オンサイト利用はリモートアクセスに代替	○オンサイト利用とリモートアクセスの提供による利用者の利便性の向上 ○リモートアクセス実行のための統計法の制約等の確認 ○調査票情報の提供、匿名データの提供の位置づけの再検討
	オンサイト 利用の 考え方	諸外国の動向に鑑み、人間モデル(安全 モデル)を想定したプロセス設計を検討し ている。	オンサイト利用は利用者が、Eurostatとの対話をすることで、満足できる生成物を、効率的に生成できるメリットがあると考えている。	5 safe modelを徹底的に追求し、信頼できる利用者を早期に絞り込んだ上で、利用者と国家統計局が対話をしながら、効率よく生成物を作り上げていくことが、オンサイト利用のポイントと考えている。	利用者のことを信じ、共にコミュニケーションを取りながら、生成物を作っていく点が、オンサイト利用のポイントと考えている。			○オンサイト利用の中で、利用者とサイト 提供主体が蜜に連携・協力し、分析・生 成物を共同で実施する考え方の取り入れ とガイドラインやプロセス・体制への反映
	オンサイト 利用で 扱える統計の 特徴	供から順次拡大を狙う。	利用可能な統計はEurostatが実施する 3種類の統計のみ。 調査票情報から個体識別子を削除した 仮名化データを提供する	利用可能な統計は59種類。ビジネスデータが利用でき、リンケージ研究も可能。人口センサスはオンサイト利用のみで利用可能である(除く・政府機関)。調査票情報から個体識別子を削除した仮名化データを提供する。利用可能な統計であるセンサスについては、抽出率が1%である。	提供している統計は140程度存在する。 統計法上、仮名化データへのアクセスは 禁止されており、さらに加工した匿名デー タへのアクセスを許している。	利用可能な統計は10種類、またリンケージ研究等のデータは6種類を用意している。 調査票情報から個体識別子を削除した仮名化データを提供する。	利用可能な統計は、大分類レベルでも21 種類以上存在する。 リンケージ研究を許しており、リンケージ 作業を、利用者が実施することができる。 調査票情報から個体識別子を削除した 仮名化データを提供する	○オンサイト利用のみで利用できる統計 /秘匿レベルの低い素材提要等の、オン サイト利用ならではに繋がる要素の検討 例えば、リンケージ研究のオンサイト利用 での実施
法制度	根拠法等	統計法33条、36条のもと、我が国のミクロデータの直接的な利用サービスとして、匿名データ提供、オンサイト利用が挙げられる。オンサイト利用はトライアル段階にある。	regulation 223/2009 23条とregulation 557/2013 8条2項で規定。 利用目的、利用プロセス等を明記している。目的で縛っているだけで、民間企業を排したり、海外利用を排したりすることはない。	Statistics and Registration Service Act 2007 39条で規定。 「承認された研究者」という制度をつくり、利用者の素養と目的を重視して、利用を許諾している。 民間企業にも2014年より門戸を開いているほか、海外の利用者も利用することができる。	BstatG 16条 6項、7項、8項で規定。 高等教育、独立した研究機関の科学的 な利用のみを許諾する他、提供するデー タの素材、研究後のデータの廃棄等を規 定している。 海外利用者はいるが、民間の利用は不 可である。	公共の利益、労働市場研究目的に資する目的を許諾している。	Statistics Netherlands Act 37条、41条、42条で規定。 利用目的を統計的な目的に限定し、利用可能な主体を限定している。 民間企業も利用可能で、海外の利用者も存在する。	○オンサイト利用者に求められる要件、 特に海外の利用の是非の検討に基づく、 利用者増大の方策の検討
	課金	現状は課金のスキームを持っていない。	無料 (以前は有料だったが、EU諸外国の動 向に鑑み、無料に転換)	無料 (必要な予算は、継続的に政府へ 説明して獲得)	有料 (以前は無料だったが、コミッションからの レコメンドを受け、順次課金額を増やして いる、なお、利用者課金によって運営費 の5~10%を賄っている)	無料	有料 (データに対する課金は行っていないが、 サービスに対する課金を、利用規約の中 で細かに定義している)	○データ以外のサービスに対する課金のスキームの検討、特にオランダ統計局が実施している、利用者のコードやフォルダのアーカイブサービス等は需要が見込まれるのではないか
	その他	-	生成物の権利については、以前検討をしたが、利用者とEurostatとの共同制作の部分があり、責任と権限の切り分けを定義するのが困難と判断している。		_	_	_	○オンサイト利用の生成物の権利の帰属 に関する検討
技術	施設	トライアルでは、サテライト施設を関東と近畿に4箇所設置する。	ルクセンブルグのEurostat拠点にオンサイト利用施設を設置している。	ロンドン、ティッチフィールド、ニューポート、スコットランド、北アイルランドの5施設を設置している。	連邦各州に1施設を基本とし、現状18施設存在する。 手薄な地域であるニュルンベルグに新た に施設設置を検討している。	連邦内だけではなく、イギリス、アメリカにも、施設を設置している。	ハーグとヘールレンの二箇所に拠点を設置、リモートアクセスの進展に伴い、拠点数を減らしてきた。	○利用者の利便性向上のための施設の地域展開 ○利用時点で利用者と提供者が会話を増やすための、統計センター施設内へのオンサイト利用施設の設置
	システム	中央データ管理施設でデータを一元管理し、サテライト施設にはデータをおかず、SINETで遠隔操作させる。 ID、パスワードでセキュリティ管理を行う。 利用可能なソフトウェアはRとSAS (University Edition)のみとしている。	DBは持たず、サーバ、フォルダレベルでシステムを構成している。 ID、パスワードでセキュリティ管理を実施している。 Rの他にも、STATAやSASなどを利用可能とし、STATAベースのプログラム(モジュールベース?)を提供している。	英国民間企業にDBの運用とネットワークを委託している(ただし、今後行政サービスネットワークの利用を検討)。 プロジェクト単位でID・パスワードを渡し、アクセス権限を明確にし、また運用上でも、セキュリティを担保している。 SAS、STATA、SPSS他、RやPythonも利用可能としている。	ネットワークは行政専用のものに切り替え を検討している。 システム利用時にはID・パスワードが必 要である。 R、STATA、SPSS等を提供、STATAは	シンクライアント化している。 システム利用時には、職員と共にID・パ スワードを入力する運用をしている。 STATA、Matlab等が利用でき、STATA	DBは自前で構築、Citrixで接続端末は シンクライアント化している。 システム利用時には、指紋認証とパス ワード認証の両方が必要である。 SPSS、STATA、R等が利用できる他、 利用者の予算の範囲で、ソフトウェアを導 入することも許している。	 ○プロジェクト単位でのID発行などによる、アクセス権限の付与の仕方の再考 ○仕組み、プロセスと合わせて、内部者攻撃を回避するセキュリティの実現の検討 ○利用者の利便性を考えた、利用可能なソフトウェアの拡充

		①. 我が国の現状	②. 諸外国のオンサイト利用に係る実態					③. 我が国への示唆
			EU	イギリス 国家統計局	連邦統計局	イツ 連邦雇用庁	オランダオランダ統計局	
運用(プロセス)		公的な研究を目的とした研究者に限定し、サテライトで利用させる。 申請では統計センターによる形式審査と 調査実施者による審査の二段階での審 査を実施する。	Eurostat Eurostatに機関を認識されるための審査を通過した利用者が科学的な目的のもと、結果を公表することが条件で、海外・民間は問わない。審査は統計局で実施し、第三者機関に諮ってはいない。利用中は上述の通り、利用者が統計局と密にコンタクトを取り合う。	国家統計局 公共の利益になり、利用者の力量があることを厳しく審査、民間、海外利用者は問わない。 審査は国家統計官、統計局によって実施される。 利用中は上述の通り、利用者が統計局と密にコンタクトを取り合う。	民間の利用は許さず科学的な利用目的 の研究者に限定、ただし、海外からの利 用者は問わない。 審査は統計局で実施し、第三者機関に 諮ってはいない。	科学的な利用目的の研究者に限定、ただし、海外からの利用者は問わない。 審査は統計局で実施し、第三者機関に 諮ってはいない。 利用中は上述の通り、利用者が統計局と 密にコンタクトを取り合う。	統計目的に利用を限定し、利用者も機関承認と利用承認の2つを受ける必要がある。 利用申請の段階から、統計局職員が、研究目的にマッチするデータのレコメンドをし、かつ、利用中も、利用者が困れば、各種相談に対応している。	(Eurostatが取り入れている、データ管
運用(秘匿審査)	審査対象	中間生成物、最終生成物を同一の審査基準で可とする。	対象は、最終生成物のみである。 原則、公表するに必要十分な量のみ持ち 出すことを求めている。	対象は、最終生成物のみ。 探索的に分析をした場合の生成物は、シ ステムからダウンロードすることも許してい ない。	対象は、最終生成物のみ。	対象は、最終生成物のみ リモートアクセスで、分析の試行をした際 に得られる生成物、システムからダウン ロードすることを許していない。	対象は、中間生成物を含む。 データサイズも特に規定していない。 ただし、審査は有料であるため、利用者 の予算に応じて、柔軟に審査を実施す る。	○特にオンサイト利用の本格展開初期段階において、研究途上に中間生成物をオンサイト施設外の研究室での利用を認めることに係る再検討(持ち出さずとも、結果をアーカイブする等の代替手法の検討やファイルサイズ等による制限のルール導入の検討等が必要)
	審査プロセス	審査は、Eurostatの経験則に関する記述を参考に作成した「チェック基準」に基づき行う。また、必要に応じて、各調査の事情に即した判断(原則ベース)を加える。 最初に申請者が定められたチェックシー	審査においては、利用者が施設を去る前に、下記データマネージャが、一緒に秘匿性を審査している。 その後データマネージャーが、自身で審査を実施する。 審査は、経験則と原則ベースの両方の観点を同時に実施し、必要に応じて修正も入れたものを、利用者に返している。	承認された研究者の枠組みに則り、利用者は職員と密にコミュニケーションを取り、その結果として得られた生成物には、基本的に信頼を寄せている。 経験則と原則ベースの両方の観点で審査をするが、基本は経験則ベースで、下記の体制で審査を実施している。	経験則と原則ベースの両方の観点から データを審査する。 柔軟な審査対応を可能としているが、利 用者の要求が複雑になると、長期の審査 時間が必要になることを、予め宣言してい る。	利用者は利用中に職員と頻繁にコミュニケーションを取っている。 審査対象となる生成物に対する秘匿処理は、職員が実施し、利用者は結果のみを受け取るプロセスを採用している。 審査という単独のプロセスは設定していない。	上述の通り、利用者の予算次第で、柔軟な審査に対応している。 統計局の担当者は十分にスキルを保有しているとしており、秘匿のポイントやリスク	○経験則と原則ベースを二段階に分けて 実施する審査プロセスの再考 ○それに伴い、審査基準や審査体制の あり方の再検討 が必要(審査経験の蓄積に応じても、体 制、プロセス、考え方は可変と考えられ る)
	審査体制	トにより自己申告し、統計センター及び調査実施府省が内容を確認する。調査実施府省は諾否も行う。 審査体制としては、現状少数の体制を想定している。	専任の審査者は置いていない。各統計 に精通したデータ管理者が、利用者の利 用から持ち出しに係る工程を支援してい る。 審査に諮る第三者機関は居ない。	専任の審査者を置いているが、然程統計にや秘匿処理に精通した人物ではない模様。 大卒新人が数ヶ月、OJTを実施したレベルで一人前とみなしている。 ひとつの審査は、2人の審査者が独立して実施している。 審査に諮る第三者機関は居ない。	専任の審査者5名おり、下記に記す対応 を実施、審査に諮る第三者機関はいない	を構築してはいない。 「退屈な仕事を誰かに押し付けるべきで	秘匿の専門家とデータの専門家が一緒に審査を実施している。 秘匿の専門家は専任だが、データの専門家は、普段は別の業務を兼務している。 ひとつの審査は、上記2人の審査者が独立して実施している。 審査に諮る第三者機関は居ない。	○審査体制(審査を専任とする人材を配置するか否か)の再検討 が必要(諸外国の動向を見ると、利用時に生成物のレベルを上げ、水際で専門官による審査をするプロセスは、あまり採用されていないと言える)。
	結果への責任	審査後の生成物に対する責任は、利用 者に寄せる。	オンサイト利用施設と利用者の双方の責任と捉えている。	オンサイト利用施設と利用者の双方の責任と捉えている。	オンサイト利用施設と利用者の双方の責任と捉えている。	オンサイト利用施設と利用者の双方の責任と捉えている。	オンサイト利用施設と利用者の双方の責任と捉えている。	○施設側にも責任が及ぶことを踏まえた 利用プロセス、利用者への言及が必要
	技術事項 への 対応	占有性ルール、二次秘匿、差分攻撃といった高度な技術的事項に、原則ベースで対応していく必要があると考えている。ただし、Eurostatを始め、これらの難題に対して、画一的な対応を提案している機関は存在せず、どのように対応するかを検討している。	経験則をベースとした審査を実施している。 関値を10以上とするルールを基本に、占有性、一次秘匿などを経験則で設定している。 原則ベースでの検討もするが、ファイルサイズが小さいため、二次秘匿は手作業で実施し、差分攻撃への対応は、現状は低リスクと判断し、実施をしていない。	定している。 原則ベースでの対応もするが、占有性は 時折確認、二次秘匿はリコーディングを	経験則をベースとした審査を実施。なお、 経験則は、関値を最低3にする等、かなり 小さい数字を採用している。 知見を保有しているため、経験則で危な いレベルはマニュアルに確認、占有性は 時折p%ルールで確認し、二次秘匿もマ ニュアルで確認する。ただし、差分攻撃ま では対処できていない。	経験則のみで処理・審査をしている。 関値は20を最低限としており、粗い生成 物のみ持出しを可能としている。 なお、このレベルの対応でも、今まで利用 者から苦言はなかったとのことである。	経験則をベースとした審査を実施。 閾値は他の多くの国/機関と同様10を採用している。 原則ベースでは、占有性ルールとして、(n,k)ルールを採用するほか、標本調査では最小度数を緩和するなどはしている。二次秘匿や差分攻撃には、プロセスより審査者の「嗅覚」による対応を許している。	○原則ベースの審査の実施是非の再考 (特にオンサイト利用のトライアル~本格 展開諸段階) ○二次秘匿や差分攻撃等の高度な技術 問題に対する、技術的な解決手法を導入 するか否かの再検討(多少のリスクは受け 入れ、法的に対応するか、技術的に解決 するか等の判断が必要)
	ツールの 活用	高度な技術的事項に対処するためには、 τ·Argusのようなツールの導入が必須と 考えている。		ツールはなく、手作業で分析、持ち出す 成果物は必要十分な量とすることを求め ている	ツールはなく、手作業で分析、大規模な 成果物を持ち出したいなら審査に時間が かかることを利用者に説明している。	上述の通り、極めてクリアな経験則ベース での対応となるため、高度なツールは導 入していない。	t-Argusは、統計局の製表時に使うものとし、オンサイト利用における生成物に対する、ツールを活用した審査は実施していない。	○ツールを用いた審査を行うプロセス設計の再検討 (データサイズの規定や運用、審査の技術レベルに応じた検討が必要である。)
運用 (オンサイト利用者への 教育プログラム)		少ない体制で、サービス提供していくために、教育プログラムが必要と考えている。	自己学習、利用日初日のガイダンス、年 に一度の公開講座の三種の講座を提供 している。	信頼関係を作るために、教育を重視、試験も実施、試験に二度落ちたものは永久に利用を認めない。 試験自体はEurostatの公表している資料と同様のものを使い、まじめにトレーニングを受けていれば、合格することができる。	- (実施していない)	- (実施していない)	- (実施していない)	○Eurostatのツールを参照したトレーニ ングコンテンツの作成の検討 ○オンサイト利用の認知度向上のために の、公開講座などの実施